

都市の木造化推進の方策についての論点整理（とりまとめ）

令和2年10月20日

自由民主党

森林を活かす都市の木造化推進議員連盟

昭和25年の衆議院「都市建築物の不燃化の促進に関する決議」以来、木材利用の抑制等を目指して都市建築物の非木造化が進められてきた。

以来60年余が経過し、戦後造成された森林資源が充実し利用期を迎えるなか、平成22年の「公共建築物等木材利用促進法」の成立を契機に、技術革新や木造建築への規制の合理化等により中高層建築物等における木材利用の可能性が注目され、流れが大きく変わり始めた。

また、森林環境譲与税が創設され、森林・林業・木材産業にとって新しい時代を迎えた平成31年4月、森林を活かす都市の木造化推進議員連盟を設立し、都市と森林が連携し、関係業界等と一体となって都市における木造・木質化等を目指し、関係予算の確保等に取り組んできたところである。

こうした中、本年6月の総会において、森林を活かす都市の木造化推進協議会（団体）から、都市の木造化推進の方策における国産地域材振興の重要な柱として、創設から10年を経過した「公共建築物等木材利用促進法」の抜本的な改正（木材利用促進のための法律の拡充）について要望があり、9月3日から3回にわたり団体・有識者からのヒアリングを実施し、議論を行ってきた。

これらを踏まえ、次のような論点のとりまとめを行う。

- 1 「都市の木造化を通じた脱炭素社会の実現」について、ウッドファースト社会に向けた国民的運動を展開するとともに、パリ協定に基づく地球温暖化防止対策推進の観点からも、都市の木造化により脱炭素社会を実現することを目指すべきである。
- 2 「民間建築物の木造化・木質化」について、公共建築物等木材利用促進法の対象を民間建築物にも広げるとともに、優良事例の横展開を図り、民間の事業者等による建築物の木造化・木質化に係る責務も明確化すべきである。
- 3 「公共建築物の木造化・木質化」について、木造率の低い中層以上の木造化・木質化を進めるための国・地方公共団体・事業者等の取組・支援の強化や、政府・関係者の連携を推進すべきである。
- 4 加えて、国産地域材の価格の向上、高付加価値な木材の輸出の促進、川上の素材生産から川下の建築までの連携、持続的な林業・木材産業・建設業の進展、国産地域材の安定供給や生産流通の高度化、多様な木材需要の拡大、森林の持続可能な利用を推進すべきである。

以上のことから当議員連盟としては、公共建築物等木材利用促進法の改正を目指し、法案検討ワーキングチーム（仮称）を早急に設置し、具体的な討を行うこととする。

以上